

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年9月28日

阿久根市長 西 平 良 将

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- 西目地区  
(佐潟, 高之口, 飛松, 柄, 落, 大川島, 馬見塚)

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年9月28日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- 経営体数  
個人： 5 経営体  
法人： 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分にいない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

基盤整備事業等により整備された農地があり、農家がリタイアや経営転換等を行う際には、農地中間管理機構を活用することで検討中である。

また、地域においても活用が見込めれば、活用するよう検討する。

6. 地域農業の将来のあり方

これからのお話し合い活動により、地域の担い手を中心経営体へ位置づけし、農業者・地域両方にとて利益があるような施策を活用し、今耕作をしている農地を守っていく。